

さらなる「基礎自治体への権限移譲」及び
「義務付け・枠付けの見直し」について
【提案】

平成24年7月24日

全 国 市 長 会

全国市長会では、これまで、「基礎自治体への権限移譲」及び「義務付け・枠付けの見直し」等について、市区長に対して支障となっている事例の調査を行い、この結果をもとに、平成19年10月に「支障事例を踏まえた主な改革の方向」を、平成20年10月に「支障事例を踏まえた主な改革の方向（追加分）」をそれぞれ取りまとめ、政府に対して改革を求めたところである。

政府においては、本会提言の一部を含んだ「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次・第2次一括法）を制定するとともに、第180回通常国会において第3次一括法案を提出しているなど、その改革は一定の進捗を見ているところである。

しかし、本会が改革を求めた76事項のうち、何らかの改革が行われたものは4割程度にとどまっており、また、国・都道府県・市区町村の役割分担について未だ明確な整理がなされていないなど、改革の結果は未だ不十分な状況にある。

また、政府において、「地方からの新たな提言等も踏まえて基礎自治体への法令による一層の権限移譲について検討を行う（『地域主権戦略大綱』平成22年6月閣議決定）」、「地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、個別の義務付け・枠付けの見直しを検討する（『義務付け・枠付けの更なる見直しについて』平成23年11月閣議決定）」、さらには「第16回地域主権戦略会議」（平成24年4月27日開催）において、義務付け・枠付けの見直し（第4次見直し）に係る地方からの提案については、地方六団体による提案の取りまとめの方法によることとされたところである。

このような状況から、本会では、前回の各市区長への調査の実施から5年が経過していること等も勘案し、今般、全国810市区のすべての市区長に対して、『さらなる「基礎自治体への権限移譲」及び「義務付け・枠付けの見直し』』について調査を行ったところであり、その結果に基づいて、改めてこれらに係る本会としての提案を行うものである。

政府においては、これらの改革提案の実現に向け、積極的な措置を講じるとともに、これら個別の改革にとどまることなく、補完性・近接性の原理、基礎自治体優先の原則に基づく国・都道府県・市区町村の役割分担の明確化を図り、さらなる改革を推進されたい。

また、これらの提案を都市自治体において円滑に行っていくためには、当然のことながら、税財源措置、人員の確保を含む執行体制の確立が必要不可欠であるとともに、研修や相談体制の確立、都市自治体への職員派遣等、国・都道府県による積極的かつ万全の協力体制を構築することが必要である。

本提案は、これらの措置の実施や体制の確立等がなされることを前提に、提案するものである。

なお、提案中「市」とあるのは、原則として特別区を含むものであることを申し添える。

一 目 次

I まちづくり分野

1. 農地転用許可権限の市への移譲	1
2. 農業振興地域の指定・変更等権限の市への移譲、農用地利用計画に係る 都道府県との同意・協議の廃止等	1
3. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の決定権限の指定都市等への移譲、 都市計画決定等における国・都道府県との同意・協議の廃止	2
4. 用途地域等の都市計画決定権限の特別区への移譲	3
5. 区域区分決定権限の市等への移譲	4
6. 都市計画事業認可権限の市への移譲	4
7. 開発審査会の設置権限の希望市への移譲	5
8. 生産緑地指定下限面積の廃止	5
9. 生産緑地地区の都市計画変更における都市計画審議会への付議の廃止	6
10. 指定都市の区域区分決定に係る義務付けの「できる」規定化、 区域区分決定に係る国土交通大臣同意の廃止	7
11. 土地区画整理事業施行認可権限等の市への移譲	7
12. 市街地再開発事業認可権限の市への移譲等	8
13. 防災街区整備事業の認可権限等の指定都市への移譲	9
14. 共同調理場の建築場所制限の撤廃	9
15. 国道・都道府県道管理権限の指定都市等への移譲	10
16. 道路構造基準の条例委任	10
17. 河川管理権限の指定都市への移譲	11
18. 移譲河川占用料帰属の指定都市への移譲	12
19. 延床1万㎡超建築物の建築確認等事務の特別区への移譲等	12
20. 公営住宅処分の要件緩和	13
21. 公営住宅建替事業における戸数要件の撤廃	13
22. 公営住宅入居者の募集方法における入居の例外規定の枠組化	14
23. 公営住宅の入居者収入区分額の条例委任(参酌基準)	15
24. 公営住宅における敷地等の譲渡代金の使途制限の廃止	15
25. 改良住宅における入居収入基準額の条例委任(参酌基準)	16
26. 都市公園に設けられる施設の種類の弾力化	16
27. 社会資本整備総合交付金の直接申請権の希望中核市への移譲等	17
28. 港湾計画策定・変更における国土交通大臣の関与の縮減	17
29. 港湾管理者の料率変更における国土交通大臣の要求の廃止	18
30. バス上限運賃認可・運賃届出権限の指定都市への移譲、 公営交通に関する国土交通大臣の認可の廃止等	18

II 教育分野

31. 県費負担教職員の給与負担・必要額全額の財源の指定都市への移譲	20
32. 県費負担教職員人事権の市への移譲	20
33. 学級編制基準制定権、教職員定数権の市への移譲	21
34. 私立幼稚園、認定こども園認可等権限の市への移譲	22
35. 市設置幼稚園閉鎖命令権限の市への移譲	22
36. 幼稚園、小学校、中学校の設置基準の条例委任	23
37. 社会教育主事の必置義務の廃止	23
38. 公民館運営方針の弾力化	24
39. 地方青少年問題協議会の組織要件の撤廃	24
40. 社会教育関係団体への補助金交付手続きの自由化	25

III 福祉分野

41. 社会福祉施設等基準の条例委任(標準・参酌基準)	26
42. 福祉事務所事務の弾力化	26
43. 児童相談所の設置権限の特別区への移譲	27
44. 児童福祉施設設備・運営基準の条例委任(標準)	28
45. 要介護認定更新手続きの自由度の拡大	28
46. 地域支援事業実施内容の義務付け等の廃止	29
47. 地域密着型サービス事業所指定手続きの弾力化	29
48. サービス付高齢者住宅設置要件の追加	30
49. 国民健康保険被保険者証有効期限設定の弾力化	31
50. ハローワーク事務権限、職業訓練権限の指定都市への移譲	31
51. 医療計画策定権限の指定都市への移譲等	32
52. 病院開設の許可権限等の希望保健所設置市への移譲	33
53. 基準病床数算定方式の見直し、病床増床に係る厚生労働大臣との協議の廃止	33
54. 自立支援医療費(更生医療)支給認定の有効期間の緩和	34
55. 高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可権限の希望保健所設置市への移譲	35
56. 民生委員定数基準の条例委任	35
57. 予防接種済証交付(二類疾病)の義務付けの廃止	36
58. 狂犬病予防注射時期の弾力化	37
59. 食品衛生検査施設の設備基準の緩和	37

IV 環境分野

60. 生活排水対策重点地域指定権限の市への移譲	39
61. ダイオキシン類発生施設設置届出等受理の特別区への移譲	39
62. ダイオキシン類総量削減計画に係る環境大臣との協議の廃止	40
63. 一般廃棄物処理施設等へ立入検査をする職員の身分証明書の有効期間の廃止	40
64. 一般廃棄物収集運搬業許可期間の延長	41
65. 下水道乾燥汚泥を発電燃料利用する場合の許可の廃止	42

V 災害分野

66. 災害救助法の救助主体への指定都市の位置付け	44
67. 自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与	44
68. 緊急通行車両確認(通行許可)権限の指定都市への移譲	45

VI その他

69. 特別自治市制度の創設	46
70. 人権擁護委員推薦の議会諮問の廃止	46
71. 決算剰余金の充当制限の廃止	47
72. 一部事務組合の規約変更に係る総務大臣又は都道府県知事許可の届出化	47
73. 競走場入場者の入場料徴収義務の廃止	48

提案事項一覧	49
---------------	----

(参 考)

『さらなる「基礎自治体への権限移譲」及び「義務付け・枠付けの見直し」について【提案】』の事項数	53
---	----

I まちづくり分野

1. 農地転用許可権限の市への移譲

① 提案の概要

農地転用許可権限を市に移譲した上で市の自治事務とするとともに、これに係る国との協議を廃止して報告とし、都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

農地転用においては、市農業委員会において農地転用許可申請を受理してから、国との協議や都道府県農業会議に対する諮問に多大な時間を要している。

また、市に主体性がないため、地域住民等が求めている総合的・一体的な土地利用を図ることができず、さらには市による主体的な農地行政等の推進が阻害されている状況となっている。

市に権限が移譲されれば、地域住民の参画の下での有効な農地利用や地域のニーズに応じたまちづくりが可能となるとともに、手続きの迅速化や二重審査・手続きの解消や、農業振興、農地行政の推進を含む総合的・一体的な土地利用が可能となる。

③ 法律名・条項番号等

農地法 第4条、第5条、第51条

農地法施行令 第7条

④ 調査結果番号

権1

2. 農業振興地域の指定・変更等権限の市への移譲、農用地利用計画に係る都道府県との同意・協議の廃止等

① 提案の概要

農業振興地域の指定・変更等に係る権限を市に移譲する。

また、農用地利用計画に係る都道府県の同意を要する協議を廃止する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

全国一律の農業施策では、農業従事者の高齢化や経営規模、農用地周辺地域とのバランスなど、地域の実態に合った都市農業施策を迅速に実施することができない。

また、土地利用に係る総合的な権限が市にないため、地域独自の土地利用を行うことができず、地域振興の妨げとなっている。

さらに、雇用創出及び自主財源確保のための企業誘致等の支障となっている。

市による主体的・計画的な土地利用を行えるようになれば、農業と工業のバランスある土地利用が促進されるとともに、生産性の高い農業と新成長産業の集積が実現できるほか、耕作放棄地となるリスクの低減、地域にあった土地利用の展開、違法転用の解消に資することができる。

③ 法律名・条項番号等

農業振興地域の整備に関する法律

第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、
第8条第4項、第13条第1項・第3項・第4項、第13条の2

④ 調査結果番号

権2、義1

3. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の決定権限の指定都市等への移譲、都市計画決定等における国・都道府県との同意・協議の廃止

① 提案の概要

一の市域内で完結する都市計画に係る「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限を、指定都市及び希望する市に移譲する。

また、「住宅市街地の開発整備の方針」、「市街地再開発の方針」、「臨海地区（重要港湾）」の決定権限を、希望する市に移譲する。

さらに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「都市計画決定」における国・都道府県との同意・協議を廃止する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

「区域区分」の決定権限が指定都市に移譲されたが、区域区分を定めるときは「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」にその区域区分の方針を定めることとされており、区域区分の変更に当たっては道府県との協議、調整が必要となっている。一つの市が一つの都市計画区域とされている場合は、区域区分の決定権限と「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限が分かれていることにより、手続きが複雑・非効率となっているとともに、地域の実情に応じた柔軟で総合的・一体的な都市づくりが主体的に実施できない状況となっている。

個性豊かで活力に満ちたまちづくりの形成に向け、都市の自主性かつ独

自性をより一層発揮するため、「住宅市街地の開発整備の方針」等の都市計画の更なる地方分権化を推進する必要がある。

また、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「都市計画決定」に際して国・都道府県との同意・協議が必要となっており、総合的・一体的な都市づくりに向けて、市で完結することができない。

決定権限の移譲、国の関与を廃止することにより、地域の実情や特徴を活かした魅力あるまちづくりのための柔軟で創意工夫に満ちた積極的な取り組みが一層推進できるようになるとともに、迅速かつ効率的な業務の遂行や、市民・事業者に対してわかり易い都市計画とすることができる。

③ 法律名・条項番号等

都市計画法 第6条の2、第7条、第7条の2、第8条、第15条、
第18条、第19条、第87条の2第1項

④ 調査結果番号

権3、義5、義6

4. 用途地域等の都市計画決定権限の特別区への移譲

① 提案の概要

用途地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区に関する都市計画決定及び再開発等促進区を定める地区計画（3ヘクタール超）の都市計画決定権限を特別区に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

三大都市圏等における用途地域等の都市計画決定権限が市町村に移譲されたが、特別区においては、引き続き東京都に残されたままとなっている。

しかし、用途地域等の決定は合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、東京大都市地域の一体性は国土形成計画等の広域計画や、知事や関係自治体と協議を行うことで広域的な観点及び都道府県決定計画との整合性は確保されるため、特別区に移譲されたとしても、東京の都市づくりにマイナスの影響を与えるものではない。

用途地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区に関する都市計画決定及び再開発等促進区を定める地区計画（3ヘクタール超）の都市計画決定権限が特別区に移譲されれば、土地利用の実情を踏まえた都市計画が可能となり、住民自治に基づく活気ある地域社会の実現を図ることができる。

③ 法律名・条項番号等

都市計画法 第8条第1項、第11条第1項、第12条第1項、
第12条の2、第15条第1項、第87条の3

都市計画法施行令 第 46 条第 1 項

④ 調査結果番号

権 4

5. 区域区分決定権限の市等への移譲

① 提案の概要

区域区分に関する都市計画決定権限を、都市計画区域が一の市域内で完結する市、もしくは広域都市計画区域の市町村に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

継続的な人口の減少や厳しい経済状況等によって、今後は地域活力の創出に力点を置いた政策が求められている中、開発圧力が高い地域や特別な施策が必要な地域に対して、特定の地域として市街地の拡大をする等、地域の実情に合わせた戦略的でスピード感のある区域区分の設定ができない等の支障が生じている。

権限が移譲されれば、既に移譲を受けた用途地域などと合わせて土地利用に関するものが一本化され、社会情勢の変化や市民・企業等のニーズに素早く対応した合理的かつ市独自の発想に基づく土地利用を行うことができる。

③ 法律名・条項番号等

都市計画法 第 15 条第 1 項

④ 調査結果番号

権 3 ⑤、権 5

6. 都市計画事業認可権限の市への移譲

① 提案の概要

都市計画事業の認可権限を市に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

都市計画事業は、市町村が都道府県知事の認可を受けて施行するとなっているが、市の独自性や地区の特徴を生かした事業が都道府県の評価を受けることで標準化される傾向があり、かつ認可に伴う事務処理などに時間を要すことから、事業完了までの期間が長くなるなどの弊害がある。また、都市計画決定権者と都市計画事業認可者が別のため、事務効率に支障がでている。

都市計画事業の認可権限が移譲されれば、地域の実情に応じ事業効果の早期発現を優先に考えた事業推進ができるようになるとともに、事業期間の短縮や事務効率の向上が図られるほか、長期にわたり私権を制限することもなくなる。

③ 法律名・条項番号等

都市計画法 第 59 条第 1 項

④ 調査結果番号

権 6

7. 開発審査会の設置権限の希望市への移譲

① 提案の概要

開発審査会を、希望する市において設置できるようにする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

都道府県開発審査会の判断が地域の実情に即しておらず、また都道府県開発審査会との調整事務及び開発審査会での決定までの期間が長期化しており、市の円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。

開発審査会を設置できるようになれば、各地域の実情に即した、円滑な土地利用を行うことができるようになる。

③ 法律名・条項番号等

都市計画法 第 34 条第 1 項、第 78 条第 1 項・第 3 項

④ 調査結果番号

権 7

8. 生産緑地指定下限面積の廃止

① 提案の概要

生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止し、市において設定できるようにする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

都市の農地は、安全で新鮮な農産物を供給する役割に加え、地球規模で悪化する環境の保全や一時避難場所など災害時における貴重な空間として、さらには農業への理解を育むなど、多面的機能を有する重要な存在となっている。反面、都市の農地は相続や担い手不足に伴い減少が続くなど憂慮すべき事態となっている中、生産緑地に指定することで、一定の歯止めが

かかっていることから、都市農地を保全するためには現行の生産緑地法は必要不可欠である。

現在、生産緑地指定に当たっては 500 平方メートル以上の規模の区域であることが明記されているため、貴重な農地であるにもかかわらず、それに満たない農地が適用に当たらず保全され難い現状がある。

生産緑地面積の枠付けを外し、自治体毎のまちづくり施策や公共施設整備方針等に基づき、下限面積を定められるようにすることにより、都市農地の減少を食い止め、豊かさと潤いを実感できる都市環境を次世代に残すことが可能となる。

③ 法律名・条項番号等

生産緑地法 第 3 条第 1 項

④ 調査結果番号

義 2

9. 生産緑地地区の都市計画変更における都市計画審議会への付議の廃止

① 提案の概要

生産緑地地区の都市計画変更における都市計画審議会の議を不要とし、報告事項とする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

生産緑地地区の都市計画変更を行う際、都市計画審議会の議を経ている。しかし、生産緑地における「行為の制限」は生産緑地法第 14 条に基づき土地の権利者からの買取申出から 3 ヶ月後に解除されることとなる。

そのため、都市計画審議会で審議される時点で、すでに生産緑地の「行為の制限」解除は行われており、事実上、追認の形となっている。

生産緑地地区の都市計画変更における都市計画審議会の議を不要とし、報告とすることにより、都市計画審議会における審議の効率化、適正化が図られる。

③ 法律名・条項番号等

都市計画法 第 19 条第 1 項、第 21 条第 2 項

④ 調査結果番号

義 3

10. 指定都市の区域区分決定に係る義務付けの「できる」規定化、区域区分決定に係る国土交通大臣同意の廃止

① 提案の概要

指定都市の区域区分決定に係る義務付け規定を「できる」規定とするとともに、区域区分に係る都市計画決定時においては、大臣同意を要しない協議とする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

区域区分の制度は、都市部において人口が急激に増加していた時代に、市街地が無秩序に拡大しないようコントロールするためにつくられた制度であり、当時の大都市の状況を踏まえたものであるが、近年では人口減少が始まっている地域があり、特に合併により中山間地域を抱えることとなった指定都市の場合、地域によっては実情に適さない制度になっている。

また、指定都市の区域区分決定について大臣同意が必要となっていることから、国・都道府県・市町村間で「上下・主従」の関係が残存している状況にあるが、都市計画決定案の作成に当たっては、関係省庁と十分事前協議しながら作成し、都市計画決定を行っていることから、都市計画決定時の大臣同意は要しないと考える。

これらの見直しが行われれば、地域の実情に応じた都市づくりが可能となり、地域の活性化につながる。

③ 法律名・条項番号等

都市計画法 第7条第1項、第15条、第87条の2

④ 調査結果番号

義4

11. 土地区画整理事業施行認可権限等の市への移譲

① 提案の概要

市が決定をした土地区画整理事業においては、認可権限を市に移譲するとともに、個人・区画整理会社による土地区画整理事業の施行の認可、土地区画整理組合の設立認可、換地計画の認可、及び個人施行による土地区画整理事業に対する監督に関する権限を市に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

地方公共団体が施行する土地区画整理事業は、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならないとなっているが、市町村の独自性や地区の特徴を生かした事業が都道府県の評価を受けることで標準化される

傾向があり、さらに認可に伴う事務処理などに時間を要すことから事業完了までの期間が長くなるなどの弊害がある。

また、個人施行による事業認可等についても、より身近な市による認可、指導を行い、市の計画等に沿った区画整理事業を進めることができない。

土地区画整理事業に係る認可権限等が移譲されれば、事業期間の短縮や申請者の利便性の向上につながるとともに、市の独自性を発揮することが可能となり、市の計画に沿った区画整理事業を進めることができる。

③ 法律名・条項番号等

土地区画整理法 第4条第1項、第10条第1項、第11条第4項・第7項、第13条第1項、第14条第1項・第2項・第3項、第39条第1項・第4項、第45条第2項・第3項、第51条の2第1項、第51条の10第1項、第51条の11第1項、第51条の13第1項・第2項、第52条第1項、第55条第1項・第3項・第4項・第8項・第12項、第86条第1項、第97条第1項、第124条第1項・第2項

④ 調査結果番号

権8、権9

12. 市街地再開発事業認可権限の市への移譲等

① 提案の概要

市が決定をした市街地再開発事業においては、認可権限を市へ移譲し、都道府県知事に協議する仕組みとする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

地方公共団体が施行する市街地再開発事業は、市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならないとなっているが、市の独自性や地区の特徴を生かした事業が都道府県の評価を受けることで標準化される傾向があり、かつ認可に伴う事務処理などに時間を要すことから事業完了までの期間が長くなるなどの弊害がある。

権限が移譲されれば、住民に最も身近で地域の実情に詳しい市において事務処理を行うことにより、市の独自性が発揮できるとともに、事業期間を短縮することができる。

③ 法律名・条項番号等

都市再開発法 第7条の9第1項、第11条 他

④ 調査結果番号

権 10

13. 防災街区整備事業の認可権限等の指定都市への移譲

① 提案の概要

防災街区整備事業の認可及び監督等に係る権限を、指定都市に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

指定都市では防災街区の整備方針を都市計画に定めることとなっているが、都市計画決定権者と事業認可者が異なっているため、市の自主性・自立性が発揮しにくい状況となっている。

権限が移譲されれば、都市計画決定権者と事業認可者が同一になることにより、都市計画に定める防災街区の整備方針との整合性がとれるようになるとともに、事業の必要性や効果等をより明確にできるほか、事務の効率の向上や時間の短縮ができる。

③ 法律名・条項番号等

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律

第 122 条第 1 項、第 136 条第 1 項・第 3 項、第 165 条第 1 項、
第 204 条第 1 項、第 269 条、第 270 条、第 271 条

④ 調査結果番号

権 11

14. 共同調理場の建築場所制限の撤廃

① 提案の概要

用途地域内の建築物の制限を見直し、学校給食共同調理場を商業地域等においても建築できるようにする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

学校給食共同調理場では、数校分の給食を調理することから、配送のことも考慮して建替え場所を選定する必要があるが、建て替える場合、建築基準法では工場扱いとなり、工業地域もしくは準工業地域に建築が限られてしまう。

用途地域内の建築物の制限が見直されれば、学校給食共同調理場の建設場所の選択肢が増え、効果的な場所が選定でき、また、市有地の有効利用等を行うことができる。

③ 法律名・条項番号等

建築基準法 第 48 条、別表第 2

④ 調査結果番号

義 7

15. 国道・都道府県道管理権限の指定都市等への移譲

① 提案の概要

指定都市に対して直轄国道の管理権限を、また、希望する中核市に対して国道・都道府県道の管理権限を、必要な財源等とともに移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

地域内において道路の管理権限が分かれているため、一体的・効率的な道路管理が行えず、また、統一的な景観や環境に配慮した道路整備や、国道・都道府県道において下水道整備等の公共事業を行う場合、道路管理者との協議に日数を要するケースがあるなどの支障がある。

国道・都道府県道の管理権限が移譲されれば、一体的・効率的で迅速な道路管理・整備が行えるようになるとともに、スケールメリットによる経費の節減、窓口の一本化による市民サービスの向上、公共工事の進捗の向上等を図ることができる。

③ 法律名・条項番号等

道路法 第 5 条第 1 項、第 12 条、第 13 条第 1 項、第 15 条、第 16 条、
第 17 条第 1 項・第 2 項

④ 調査結果番号

権 12

16. 道路構造基準の条例委任

① 提案の概要

幹線道路ネットワーク以外の生活道路における設計荷重の基準を条例に委任する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

第 1 次一括法の施行により、これまで道路の構造基準とされてきた道路構造令に代わる基準を各地方自治体が独自に条例で定めることになったが、国が定める設計車両、建築限界、橋・高架の道路の設計荷重の 3 つの基準については道路構造令を遵守しなければならない。

しかし、市道のなかでも、中山間部や島嶼部の集落または住宅が密集している市街地のような特定の地域における生活道路では、大型車の通過や進入が好ましくなく、また、高速走行は不要であることも少なくなく、全国一律の設計荷重である必要性がないにもかかわらず、現状では、地方独自で定めることができない。

設計荷重について地方独自の基準を定めることができれば、トレーラーなど大型車が通行しない生活道路に対応した整備が可能となり、道路整備費の抑制や事業の早期完成を図ることができ、より地域の実情に即した道路づくりができるようになる。

③ 法律名・条項番号等

道路法 第30条第2項

④ 調査結果番号

義 15

17. 河川管理権限の指定都市への移譲

① 提案の概要

国土保全上及び都道府県土保全上重要なものを除き、市域内で完結する河川の管理権限を指定都市に移譲するとともに、市域内を流下する直轄河川を、協議により指定都市が管理することができるようにするほか、二級河川の管理権限を指定都市に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

現在、指定都市は区域内にある国土交通大臣が指定する区間の一級河川、都道府県知事が指定する二級河川の管理権限を有しているが、指定都市域内の河川に関するすべての権限を有しないことにより、総合的・一体的な治水対策・災害対策が困難となっている。

また、二級河川の管理は、原則都道府県が行うこととなっているが、除草や浚渫等の市民要望に対し迅速な対応ができないほか、河川における親水公園化など、周辺のまちづくりと一体となった河川整備もできない状況となっている。

さらに、格上げ二級河川の占用許可においては、都道府県への申請に市の副申書を要するとともに、都道府県・市の両方で協議・手続きを要し、速やかな事務処理に支障をきたしている。

指定都市にこれら河川管理権限が移譲され、基礎自治体が自治会・町内会及び市民団体等と一体となって河川を一元的に管理することにより、効率的・効果的・総合的な治水対策・災害対策が可能となるとともに、市民

からの要望に迅速に対応できるほか、下水道事業や道路事業との連携等、まちづくりと一体となった河川整備を積極的に推進することができるようになる。

③ 法律名・条項番号等

河川法 第9条、第10条、第16条の3、第59条、第100条

④ 調査結果番号

権 13

18. 移譲河川占用料帰属の指定都市への移譲

① 提案の概要

河川における占用料の帰属を、河川管理者である指定都市に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

河川管理権限の移譲により、指定都市が管理することとなった一・二級河川における占用料について、河川法では都道府県に帰属することとなっているため、河川管理権限が指定都市に移譲された河川にあっても、工作物の設置等の許可事務までは指定都市で行うが、占用料徴収や還付等収納事務は、収入の帰属先である都道府県が行っている。

このため、河川占用料の減免の判断や適用単価の判断等を都道府県が行うことになり、一体的な管理ができず指定都市における迅速・効率的な事務処理が困難となっている。

ダム等一部の工作物を除き、河川占用料の帰属が河川管理者である指定都市に移譲されれば、迅速・効率的な事務手続きが可能となる。

③ 法律名・条項番号等

河川法 第32条第4項

④ 調査結果番号

権 14

19. 延床1万㎡超建築物の建築確認等事務の特別区への移譲等

① 提案の概要

建築物に係る建築確認等事務の特別区の特例における特別区権限を拡大するか、建築基準法第4条第1項の市に特別区を加える。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

建築指導行政は、新築に係わる確認検査のみならず、既存建築物も含め

た地域全体の防災や安全の観点からも役割が期待されている。

そのような中、床面積の違いで行政の所管が分かれてしまつては、地域住民に対する責任ある対応に支障をきたす可能性がある。

権限が移譲されれば、建築物の規模に係わりなく、地域事情に詳しい特別区による、きめ細かい建築指導行政が可能となる。

③ 法律名・条項番号等

建築基準法 第4条、第97条の3

建築基準法施行令 第149条

④ 調査結果番号

権 15

20. 公営住宅処分の要件緩和

① 提案の概要

公営住宅の処分に係る耐用年数等の要件を緩和する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

全国的に公営住宅は昭和40年代頃に建設された施設が多く、地方自治体を取り巻く財政状況がさらに厳しさを増している状況において、建て替えに要する費用を捻出できない状況にある。

公営住宅の処分について、耐用年数等の義務付けを緩和するとともに、市の判断により処分できるようになれば、地方自治体の財政状況を勘案した柔軟な対応ができるようになる。

③ 法律名・条項番号等

公営住宅法 第44条

公営住宅法施行令 第12条

④ 調査結果番号

権 16

21. 公営住宅建替事業における戸数要件の撤廃

① 提案の概要

公営住宅建替事業における戸数要件を撤廃する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

公営住宅の建設については、公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅の戸数が当該事業により除去すべき公営住宅の戸数以上であるこ

とと定めている、いわゆる「戸数要件」があることにより、建替えを行う公営住宅の規模は、従前の建物と同等以上の戸数となるため、規模が大きくならざるを得ず、市営住宅における効率的な集約化の足枷となっている。

現在、都市自治体が保有する多くの公営住宅が既に高経年化し、機能改善や建替えが必要になってきている中、昨今の地方自治体の厳しい財政事情では、新規供給が見込めない状況である。

戸数要件の義務付けが廃止されれば、既存ストックを活用する中で地域事情に応じた需要への対応が可能となり、市営住宅の効率的な集約化も行うことができる。

③ 法律名・条項番号等

公営住宅法 第36条第1項

④ 調査結果番号

義8

22. 公営住宅入居者の募集方法における入居の例外規定の枠組化

① 提案の概要

公営住宅入居者の募集方法における入居の例外規定について、限定列記されている例外規定を市の裁量で追加できるようにする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

公営住宅入居者募集については、公募を原則とする募集方法の例外規定は法令上で限定列記されており、自治体の裁量は認められていない。現在、DV世帯や犯罪被害者等に対する選考時の優先的な取り扱いについては自治体の裁量が認められているが、公募の枠組みの中では必ずしも入居が約束されているわけではない。こうした緊急の救済対象者が安心して生活を送るためには住居の安定確保が必要である。

例外規定を市の裁量で行うことができれば、真に緊急対応が必要な住宅困窮者への公営住宅の提供が可能となり、セーフティネットとしての機能を強化することができる。

③ 法律名・条項番号等

公営住宅法 第22条

公営住宅法施行令 第5条

④ 調査結果番号

義9

23. 公営住宅の入居者収入区分額の条例委任（参酌基準）

① 提案の概要

公営住宅の入居者収入区分額を参酌すべき基準として条例に委任する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

第1次一括法において、入居者資格（入居収入基準）が条例に委任され、国が示す収入分位を参酌基準額として地域の実情に即した入居収入基準額の決定が可能となった。

その一方で、公営住宅法施行令第2条では、家賃算定基礎額を決定する入居者の収入の区分の額の決定については今回の一括法では見直しされていないため、参酌基準以外の基準が定め難い形となっている。

入居収入基準額の算定が自治体へと見直しされるのであれば、収入の区分の額も同様に見直しされるべきである。

入居資格としての収入基準額と家賃算定するための収入の区分の額の取り扱いを同等とすることにより、制度上の整合性が図られる。

③ 法律名・条項番号等

公営住宅法 第23条

公営住宅法施行令 第2条

④ 調査結果番号

義10

24. 公営住宅における敷地等の譲渡代金の使途制限の廃止

① 提案の概要

公営住宅又は共同施設の敷地等の譲渡代金の使途制限を廃止する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

公営住宅法第44条第1項で、公営住宅又は共同施設の敷地等（以下「公営住宅等」）が耐用年限の4分の1を経過した場合において、特別の事由のあるときは国土交通大臣の承認を得て、入居者等に譲渡することができることとされているが、同条第2項において譲渡代金の使途が公営住宅等の整備等に制限されており、自治体の自由な判断には任されていない。

譲渡処分承認を得た公営住宅等は、本来の補助等の目的を達したと解すべきであるので、その譲渡代金の使途は制限されるべきではない。

使途制限が廃止されれば、公営住宅等の譲渡処分を実施した場合の譲渡代金の使途を、自治体の実情に応じて自由に決めることができる。

③ 法律名・条項番号等

公営住宅法 第 44 条第 2 項

④ 調査結果番号

義 11

25. 改良住宅における入居収入基準額の条例委任（参酌基準）

① 提案の概要

改良住宅における入居収入基準額を参酌すべき基準とする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

住宅地区改良法第 29 条においては、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合には、公営住宅法に規定する公営住宅として管理される。

しかしながら、改良住宅についても事業終了後相当の期間が経過し、本来入居者が減少していく中で、入居収入基準額については住宅地区改良法施行令第 12 条において公営住宅よりも低い額が規定されており、公営住宅と同様の管理運営を行おうとする自治体の意思が反映されていない。

基準を参酌基準とすることで、公営住宅と改良住宅を同一の入居条件とする等、地域の実情に合わせた管理ができ、また、公募の際に入居者の住宅選択の余地を広げることができる。

③ 法律名・条項番号等

住宅地区改良法

住宅地区改良法施行令 第 12 条

④ 調査結果番号

義 12

26. 都市公園に設けられる施設の種類の弾力化

① 提案の概要

都市公園における公園施設の種類について、地方自治体の実情に合わせて柔軟に施設が設置できるようにする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

子どもの利用が多い公園であるにもかかわらず児童館が設置できない、住宅街の中心にあるにもかかわらず地区センターが設置できないなど、市民のニーズに則した施設設置に支障をきたしている。

公園施設の種類が自治体の実情に合わせて柔軟に設置できれば、市民にとって利用しやすい機能的な公園を設置でき、また、相乗効果として公園の利用率の向上を図ることができる。

③ 法律名・条項番号等

都市公園法 第2条第2項
都市公園法施行令 第5条

④ 調査結果番号

義 16

27. 社会資本整備総合交付金の直接申請権の希望中核市への移譲等

① 提案の概要

社会資本整備総合交付金の交付申請を、希望する中核市においては、地方整備局長に直接行えるようにする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

現在のように都道府県が交付申請について取りまとめた場合、基礎自治体の実情や真意等が伝わらなくなる可能性もあるため、指定都市に次ぐ人口規模や権限を有する中核市に対しては、希望に応じて国土交通省の地方整備局長に直接交渉するとともに交付申請が可能となるような制度改正を行い、実際に現場で事業を行っている基礎自治体のアイデア等を施策に反映させる必要がある。

中核市が直接各整備局長に交付申請を行うことができるようになれば、地域住民と直接触れ合っている現場の創意工夫が採用されやすくなり、より効果的な社会資本整備を行うことができるようになる。

③ 法律名・条項番号等

社会資本整備総合交付金交付申請等要領 第1の2

④ 調査結果番号

権 20

28. 港湾計画策定・変更における国土交通大臣の関与の縮減

① 提案の概要

全国レベルでの港湾間の調整を特に必要としない各港湾独自の計画事項（臨港地区の変更に伴う土地利用計画の変更を含む）については、地方港湾審議会の裁量とし、港湾管理者が計画を定められるようにする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

港湾計画の策定・変更については、省令で定める軽易な変更を除いて、国土交通大臣に提出し、交通政策審議会の意見を聴かなければならないため、独自の計画事項について、各港湾管理者で計画を定めることができず、事務が非効率となっている。

関与が縮減されれば、地方港湾審議会を経た後の事務手続き等が簡素化され、港湾計画変更に要する期間が大幅に短縮することができ、また、事業者や市民のニーズへの対応が早期に実現されるとともに、これに伴う経費も削減することができる。

③ 法律名・条項番号等

港湾法 第3条の3

港湾法施行規則 第1条の3

④ 調査結果番号

義 13

29. 港湾管理者の料率変更における国土交通大臣の要求の廃止

① 提案の概要

港湾管理者の料率の変更における国土交通大臣の要求を廃止する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

港湾管理者は、港湾法第44条第4項の国土交通大臣の要求があったときは、遅滞なく、料率について、必要な変更を行わなければならないとされているが、港湾施設の料金設定は、市議会の議決を経て、条例に定めたものである。

大臣要求が廃止されれば、各港の特性に合った料金設定が可能となる。

③ 法律名・条項番号等

港湾法 第44条第5項、第44条の2第4項

④ 調査結果番号

義 14

30. バス上限運賃認可・運賃届出権限の指定都市への移譲、公営交通に関する国土交通大臣の認可の廃止等

① 提案の概要

バスの上限運賃の認可権限及び運賃の届出先を指定都市に移譲する。

また、市営交通の運賃及び料金の設定・改定について、国土交通大臣の認可を事後報告とするとともに、市営バスの事業計画の変更に係る国土交通大臣の認可を届出制に改める。

さらに、実業用車両の最大寸法及び重量の変更に関する国土交通大臣の認可を廃止するとともに、ノンステップバスの仕様にかかる国土交通大臣の関与を廃止する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

公営交通の場合、運賃及び料金は条例で定められ、上限運賃についても議会の議決を経て市民の意向を十分に反映したものとなっていることから、さらに国の認可を得ることは二重手続となっている。

また、市営バスの事業計画の変更については、原則、国土交通大臣の認可が必要となっている。

さらに、地域交通について、実業用車両の最大寸法及び重量の変更に関して、国土交通大臣の認可を要するとともに、ノンステップバスの仕様についても、国土交通大臣が関与することとなっている。

これらの見直しにより、事務の煩雑さが解消されるとともに、利用者ニーズに対する迅速な対応や、地域の実情に応じて効率的・効果的な交通施策を展開することができるようになる。

③ 法律名・条項番号等

道路運送法 第9条第1項・第4項

鉄道事業法 第15条、第16条

④ 調査結果番号

権 19、義 18

II 教育分野

31. 県費負担教職員の給与負担・必要額全額の財源の指定都市への移譲

① 提案の概要

県費負担教職員の給与負担、及び必要な所要額全額の財源を指定都市に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

現在、県費負担教職員制度について、指定都市においては、教職員の任命権は指定都市教育委員会が有している一方、その給与費は道府県の負担とされているため、一元的な責任体制の下で義務教育施策を実施することができない状況にある。

給与負担を指定都市とすることにより、任命権者と給与負担者とが異なることによるねじれ状態が解消されるとともに、責任と権限が一元化され、地域の実情に応じた自主的・主体的な施策の推進が可能となるほか、給与関係事務の合理化・効率化を図ることができる。

③ 法律名・条項番号等

市町村立学校職員給与負担法 第1条

④ 調査結果番号

権 21

32. 県費負担教職員人事権の市への移譲

① 提案の概要

県費負担教職員の人事権を市（当面、中核市及び希望する市等を先行実施）に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

義務教育の実践の場である小中学校は、将来を担う子供たちを育成する場であり、その学校教育に携わる教員の役割は重要である。

しかし、現行制度においては、公立小中学校の設置主体は基礎自治体であり、教員の身分も基礎自治体の職員であるにもかかわらず、任免及び異動などの人事権は、指定都市を除いて都道府県教育委員会にあるため、市区が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができないだけでなく、教職員の不正等に対して、市区では懲戒処分をすることができない

状況にある。

そのため、教職員からすれば、処分権や異動権を持った都道府県への帰属意識が強くなり、勤務する地域に根ざした教育を展開するうえでの支障となっている。

県費負担教職員の人事権等を市等に移譲することによって、地域に根ざした人材の確保・育成が可能となり、主体的で特色のある質の高い義務教育の実現を図ることができる。

③ 法律名・条項番号等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 37 条第 1 項、第 41 条第 1 項・第 2 項、第 42 条第 1 項、
第 46 条、第 58 条、第 59 条

④ 調査結果番号

権 21

33. 学級編制基準制定権、教職員定数権の市への移譲

① 提案の概要

学級編制基準制定権及び教職員定数権を市に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

現在、学級編制基準制定及び教職員定数は、都道府県の教育委員会が定めることになっているため、都市自治体における教育施策に沿って定めることができず、少人数指導や少人数学級の実施に制約がかかっている状況にある。

標準法の改正により平成 24 年 4 月から小学校 1 年生は 35 人学級となり、小 1 プロブレムの解消など、大きな効果を上げているところであるが、どの学年・学級においても、「いじめ」「不登校」問題が起こる可能性があり、また通常学級における発達障害のある児童・生徒への細やかな指導や学級経営が必要であるなど、それぞれの実情に応じた対応が求められているところである。

学級編制基準制定権及び教職員定数権を市に移譲することにより、それぞれの実情や市民のニーズに応じた教育施策を実施し、児童・生徒に対してきめ細かな教育指導を行うことができるようになる。

③ 法律名・条項番号等

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第 3 条第 2 項・第 3 項、第 6 条、第 10 条

④ 調査結果番号

権 21

34. 私立幼稚園、認定こども園認可等権限の市への移譲

① 提案の概要

私立幼稚園及び認定こども園の認可等権限を、その財源も含めて市に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

私立幼稚園及び認定こども園の認可等については、都道府県知事の権限とされており、貴重な保育資源である幼稚園や認定こども園の活用等において、地域の実情に応じた柔軟な施策の展開が阻害されている状況にある。

私立幼稚園及び認定こども園の認可、指導・監査事務等に係る権限をその財源等も含めて包括的に市へ移譲することにより、幼保連携の取組みが進み、都市における就学前児童対策を統一的かつ効率的に実施することが可能になるとともに、住民の多様な幼児教育・保育需要への対応が可能となる。

③ 法律名・条項番号等

私立学校法 第9条

私立学校振興助成法 第9条

学校教育法 第4条

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

に関する法律 第3条

④ 調査結果番号

権 24

35. 市設置幼稚園閉鎖命令権限の市への移譲

① 提案の概要

市設置幼稚園の閉鎖命令に係る権限を市に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

学校教育法の規定により、市設置の幼稚園の閉鎖命令は都道府県の教育委員会の権限となっている。

第1次一括法により、都道府県の認可事務であった市設置幼稚園の設置廃止手続きが、事前の届出に変更されたところであるが、閉鎖命令だけが

都道府県の教育委員会の権限として留まっていることは、法令上のバランスを欠くものである。

閉鎖命令に係る権限が市に移譲されれば、よりスムーズな事務処理を行えるようになる。

③ 法律名・条項番号等

学校教育法 第13条

④ 調査結果番号

権 25

36. 幼稚園、小学校、中学校の設置基準の条例委任

① 提案の概要

学校設置基準を条例委任する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

図書館や各種運動場等他の教育施設との相互利用が不可能となっており、地域に応じた独自の教育施策の展開の支障となっている。

学校設置基準を条例委任することにより、校舎及び運動場の面積、校舎に備える施設等を地方の裁量で決定することが可能となり、自治体の独自性が発揮することが可能となる。

③ 法律名・条項番号等

学校教育法 第3条

④ 調査結果番号

義 19

37. 社会教育主事の必置義務の廃止

① 提案の概要

教育委員会における社会教育主事の必置規制を撤廃する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

民間活力の活用が進められている市においては、社会教育主事の行う職務が効果的ではなくなっている状況にある。

社会教育主事の必置規制を撤廃することにより、市の自主的な活動が促進されるとともに、民間活力の活用が一層促進される。

③ 法律名・条項番号等

社会教育法 第9条の2

④ 調査結果番号

義 20

38. 公民館運営方針の弾力化

① 提案の概要

公民館の運営に係る枠付けを撤廃する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

地域においては、厳しい財政情勢の中、安定的な財源確保により持続可能な施設の運営を目指し、民間の資源やノウハウ等を活用することで市の施設の魅力を高めるための活動の一つとして、ネーミングライツなどを実施している。また、地域の芸術振興等のため、画家の個展等を開催しているところである。

しかし、現在、公民館においては、営利を目的とした事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助することができないことになっており、ネーミングライツを実施することや、個展において作品を販売することなど、これらの創意工夫に基づく活動ができない状況にある。

現行の公民館の運営における営利活動に係る規定の枠付けを撤廃することにより、市の公民館の有効活用が図られるとともに、文化・芸術活動の振興を図ることができる。

③ 法律名・条項番号等

社会教育法 第 23 条

④ 調査結果番号

義 22

39. 地方青少年問題協議会の組織要件の撤廃

① 提案の概要

地方青少年問題協議会の組織に係る要件を撤廃する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

地方青少年問題協議会については、その会長に地方公共団体の長を充てること、また、その委員に地方公共団体の議会の議員及び学識経験者から任命することが義務付けられている。

しかし、地方青少年問題協議会における協議内容は地域によって異なる

ため、委員の選出を法律により規定してしまうと、会長に学識経験者を充てることなど、それぞれの課題に応じた委員構成を採ることができない。

地方青少年問題協議会の組織に係る要件を撤廃することにより、柔軟な組織運営が可能となり、附属機関としての役割を効果的に達成することが可能となる。

③ 法律名・条項番号等

地方青少年問題協議会法 第3条

④ 調査結果番号

義 23

40. 社会教育関係団体への補助金交付手続きの自由化

① 提案の概要

社会教育関係団体への補助金交付手続きに係る義務付けを廃止し、手続き方法は都市自治体に任せる。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合は、あらかじめ教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴くことが義務付けられている。

地方自治法においては、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されているのみで、地方公共団体の自主性に任せられており、社会教育関係団体への補助にのみ社会教育委員の会議等の意見聴取を義務付けていることは、財政民主主義が確立している今日にそぐわないものである。

社会教育関係団体への補助金交付手続きに係る義務付けが廃止されれば、都市自治体の主体性ある対応が可能となるとともに、地域の実情に応じた手続きが可能となり、効率的な行政運営を行うことができる。

③ 法律名・条項番号等

社会教育法 第13条

④ 調査結果番号

義 26

Ⅲ 福祉分野

41. 社会福祉施設等基準の条例委任（標準・参酌基準）

① 提案の概要

社会福祉施設等に係る基準を「標準」もしくは「参酌すべき基準」とする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

社会福祉施設等においては、第1次・第2次一括法により、施設の設備及び運営に関する基準制定が条例委任されたが、人員、居室面積、人権侵害防止等に関する基準は「従うべき基準」とされたところである。

社会福祉施設等に係る基準が「標準」もしくは「参酌すべき基準」となれば、地域の自主性及び自立性の向上を図ることができる。

③ 法律名・条項番号等

厚生労働省令第127号

④ 調査結果番号

権26

42. 福祉事務所事務の弾力化

① 提案の概要

福祉事務所で行う事務の範囲については、画一的に範囲を規定するのではなく、組織機構管理の中で柔軟に対応できるように、地方自治体の判断に委ねる。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

社会福祉法第14条第6項の規定において、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているものについては、福祉事務所において行われるとされている。

一方で、市の組織・機構においては、少子高齢化社会の進展等も踏まえ、従来の福祉の視点ではなく、子ども・子育て支援の観点から福祉を担う部局とは別に子ども・子育て支援を核とした部局を編成する場合があります。

この場合、福祉事務所の所掌事務が市の特性に応じて編成した組織をまたがることとなり、組織管理や意思決定を複雑なものとしている。

福祉事務所でつかさどる事務の範囲を都市自治体の裁量に委ねられれば、地域の実情を踏まえた組織編成が可能となり、組織管理や意思決定上、最適な業務執行体制を確立することができるようになる。

③ 法律名・条項番号等

社会福祉法 第14条第6項

④ 調査結果番号

義 37

43. 児童相談所の設置権限の特別区への移譲

① 提案の概要

児童相談所の設置権限を特別区に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

近年、都市自治体においては、児童虐待をはじめとする児童の福祉に関する問題に係る専門的な相談が増加しており、虐待が疑われる場合には、立入調査から一時保護、児童福祉施設への措置など一貫した要保護児童対策を実施するなど、地域との連携による対応が可能な体制整備を進める必要性に迫られているところである。

このような状況の中、児童相談所の設置については、都道府県の他、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市とされており、特別区は含まれていない状況となっている。

また、東京都においては、東京都が児童相談所を設置し、特別区が「子ども家庭支援センター」を設置する2層体制であることから、事案に対する判断等に温度差が生じるなど迅速な対応に支障を来している。

特別区が児童相談所を設置できるようになれば、子育てから要保護児童への対応に至るまでの対応が特別区に一元化され、責任が明確化されるとともに、一層の児童福祉の向上を図ることができる。

③ 法律名・条項番号等

児童福祉法 第12条第1項、第59条の4第1項

④ 調査結果番号

権 27

44. 児童福祉施設設備・運営基準の条例委任（標準）

① 提案の概要

保育所設備基準を「標準」とし、条例制定権を市に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

保育所は日中に児童が生活をする施設であるため、その設備及び運営基準については、児童の発達のために必要な生活水準を確保するものでなくてはならない。

一方、大都市圏においては、乳幼児人口の増加や景気の低迷、女性の社会参画などにより、保育所の入園希望者が増加しており、待機児童対策が喫緊かつ重要な課題となっている。各自治体では、認可保育所の増設を中心に多様な施策で対応しているが、年々増加する保育需要に対しさらなる対策が求められているところである。

保育所設備基準を「標準」とし、条例制定権を市に移譲すれば、地域の多様な取組みを取り入れた特色のある保育所運営が可能となる。また、居室面積については、都市自治体が主体的かつ具体的な検討を行い、合理的な範囲での設定が可能となり、待機児童解消へ大きく寄与することができる。

③ 法律名・条項番号等

児童福祉法 第45条第2項

④ 調査結果番号

義 34

45. 要介護認定更新手続きの自由度の拡大

① 提案の概要

要介護認定の更新に係る手続きについて、有効期間のさらなる延長や、要介護状態区分の更新を市長の判断で一次判定をできるようにするなど、市長の自由度を拡大する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

高齢化の進展に伴い要介護認定・更新の件数が増加し、これに要する人的エネルギーとコストの増加が、市における介護保険制度の効果的運営の支障となっている。

要介護更新認定において、前回の要介護状態区分の変更を伴わない更新については、認定審査会における判定を求めなくとも、市長の判断で一次判定を可能とすれば、更新認定に係る経費や労力を節減することができ、

申請から認定までの所要期間を短縮することもできる。

要介護認定の更新手続きの自由度を拡大することにより、経費や労力の削減や所要期間の短縮が可能になり、要介護者等の負担軽減につながるとともに、地域における介護保険制度の効率的な運営を可能にすることができる。

③ 法律名・条項番号等

介護保険法 第 27 条、第 28 条、第 29 条

④ 調査結果番号

義 27

46. 地域支援事業実施内容の義務付け等の廃止

① 提案の概要

地域支援事業の実施対象や実施内容の義務付け・枠付けを廃止するとともに、地域支援事業の財源の上限とされている介護給付費の 3% の範囲内で、市長の判断に任せ、自由な事業展開を可能にする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

地域支援事業における各種の予防事業を実施するに当たっては、国が詳細なプロセス等を決定しており、実際に事業を実施する市においては、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供が困難な状況となっている。

地域支援事業の実施内容や対象者の枠付け等を廃止することにより、地域の特性に合った事業展開が可能となり、特殊性、独自性に応じたサービスを提供できるようになる。

③ 法律名・条項番号等

介護保険法 第 115 条の 45

④ 調査結果番号

義 28

47. 地域密着型サービス事業所指定手続きの弾力化

① 提案の概要

地域密着型サービス事業所の指定手続きに係る規定を削除する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

地域密着型サービス事業所の指定に当たっては、学識経験者や公募委員からなる「地域密着型サービス運営委員会」に対して指定の可否等につい

て審議することになっているが、他のサービスについては、指定基準を満たしていることが確認できれば、このような手続きを経なくとも指定することができることになっている。

第2次一括法により、指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設等の指定権限が、指定都市及び中核市に移譲された現在、地域密着型サービスに限って指定手続きに係る枠付けを設ける必要はないと考える。

当該条項が削除されれば、迅速な事務処理が可能となる。

③ 法律名・条項番号等

介護保険法 第78条の2

④ 調査結果番号

義 29

48. サービス付高齢者住宅設置要件の追加

① 提案の概要

サービス付高齢者住宅の設置要件に「地域密着型」施設としての要件を追加する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

平成23年10月20日以降に新規設置されているサービス付き高齢者向け住宅については、助成制度の活用と安価な建設費を求める傾向から大都市周辺自治体での施設整備が進んでいる状況にあり、軽度の要介護者の転入促進を招き、介護保険事業計画及び第1号保険料に大きな影響を与えているところである。

サービス付き高齢者向け住宅の設置要件に、地域実態を正確に反映させた「地域密着型」施設として追加することにより、各自治体の地域実態に即した適正な介護保険事業が行える。

③ 法律名・条項番号等

高齢者の居住の安定確保に関する法律

④ 調査結果番号

義 30①

49. 国民健康保険被保険者証有効期限設定の弾力化

① 提案の概要

国民健康保険被保険者証及び資格証明書の有効期間の設定に係る義務付け・枠付けを廃止する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

現在、国民健康保険法第9条第11項の規定により、国民健康保険被保険者証及び資格証明書の有効期間は、世帯で同一の日とされている。

しかし、同一世帯であっても世帯員個別の事情がある場合やその世帯を構成するに至った経緯について特別な事情がある場合があるにもかかわらず、それらを全く汲むことなく期間を設定しているため、滞納等があった場合の納付指導に支障を来す場合がある。

また、被保険者にとっても診療控えをする一因ともなっており、安全安心を阻害する要因にもなっている。

世帯に属する世帯員の個別の事情を考慮した上で、市の判断により同一世帯であっても別の有効期間を設定できるようになれば、世帯の実情に応じた納付指導が可能となる上、被保険者にとっても診療控え等の防止にもつながり、市としても安心安全な施策の推進に寄与する。

③ 法律名・条項番号等

国民健康保険法 第9条第11項

④ 調査結果番号

義 31

50. ハローワーク事務権限、職業訓練権限の指定都市への移譲

① 提案の概要

ハローワークの事務権限、及び都道府県の職業訓練に係る権限を指定都市に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

現在、求職者に対する支援については、職業相談及び職業紹介はハローワーク、職業訓練は都道府県の責任の下に実施している一方、生活・福祉等の支援は市町村が実施しており、求職者本位の総合的・一体的なサービス提供が困難な状況にある。

職業相談、職業紹介、及び職業訓練については、さまざまな事情を抱えた求職者のできるだけ身近な場所において実施体制を確保するとともに、生活の基盤となる就職のあっせんや福祉サービスと併せ、一体的に実施す

ることが望ましい。

ハローワークの事務権限、及び職業訓練の権限を指定都市に移譲すれば、自立支援などの福祉サービス等を行う指定都市が職業紹介や求人開拓も一体的に実施することが可能となり、求職者に対してワンストップで総合的・一体的なサービスの提供ができるようになる。

③ 法律名・条項番号等

職業安定法

雇用対策法

厚生労働省設置法 第 21 条、第 23 条

職業能力開発促進法 第 15 条の 6 他

④ 調査結果番号

権 28、権 29

51. 医療計画策定権限の指定都市への移譲等

① 提案の概要

病院の病床数の決定権限などを含めた医療計画の策定権限を、指定都市に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

医療法においては、国が定める数値等に基づいて基準病床数を算定した上で、都道府県が医療計画を定めているところである。

一方、住民の高齢化、流入人口の増減、医療技術の進歩等による新たな医療ニーズの発生などの環境変化に伴い、医療を取り巻く行政ニーズへの的確な対応が求められている。

病院の病床数の決定権限などを含め、医療計画の策定権限が指定都市に移譲されれば、地域の実情を踏まえた良質かつ適切な医療を効果的に提供することができるようになる。

③ 法律名・条項番号等

医療法 第 30 条の 4

④ 調査結果番号

権 31

52. 病院開設の許可権限等の希望保健所設置市への移譲

① 提案の概要

病院に係る許可、命令、取消等の権限を希望する保健所設置市に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

病院の開設などについては、都道府県の権限とされているところであるが、申請から許可書交付までの事務処理に時間を要しているところである。

また、保健所設置市区においては、医療監視に基づく指導を行っていることから、病院は許可権限を持つ都道府県と二重の指導を受けることとなっている。

さらに、市内の病院であるにも関わらず、許可権が都道府県にあるため、保健所設置市として主体的に指導することができない。

病院に係る許可、命令、取消等の権限を希望する保健所設置市へ移譲することにより、事務処理の迅速化が図られるとともに、許可と指導の窓口が同一になることにより、病院に対し保健所設置市として主体的かつ一貫した指導を行うことが可能となる。

③ 法律名・条項番号等

医療法 第7条、第7条の2、第8条の2、第9条、第12条、
第16条、第18条、第23条の2、第24条、第28条、
第29条

④ 調査結果番号

権 32

53. 基準病床数算定方式の見直し、病床増床に係る厚生労働大臣との協議の廃止

① 提案の概要

都道府県が必要と認める基準病床数を設定できるよう、全国一律の算定方式を見直す。

また、都道府県が病床を増床する際における、厚生労働大臣との協議を廃止する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

病院・診療所の病床数は、都道府県が医療法に基づく医療計画において医療圏域で必要とされる「基準病床数」を全国统一の算定式により算定しており、既存病床数が「基準病床数」を超える地域（病床過剰地域）では、

原則として、増床が許可されないこととなっている。

また、救急、周産期、小児等の政策医療に必要な病床が不足している場合、厚生労働大臣と協議し、その同意を得て増床を行うことが可能であるが、協議に時間を要するため迅速な対応が困難となっている。

今後、例えば急速な高齢化が見込まれる都市自治体においては、高齢者人口の急増に伴う病床不足が予想されるため、医療ニーズに応じた病床数の設定を可能にするなど柔軟な対応に迫られることとなる。

基準病床について全国一律の算定方式を見直し、病床過剰な医療圏内において政策医療に必要な病床が必要な場合に、都道府県が必要と認める病床を増床する際の厚生労働大臣との協議を廃止する必要がある。

これらの見直しが見直しがなされれば、需要に応じた病床数の決定が可能となり、住民の医療ニーズに対し、きめ細やかに対応することができる。

③ 法律名・条項番号等

医療法 第30条の4

④ 調査結果番号

義 33

54. 自立支援医療費（更生医療）支給認定の有効期間の緩和

① 提案の概要

自立支援医療費（更生医療）の支給認定の有効期間を緩和し、都市自治体が決定できるようにする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

現在、支給認定の有効期間は省令で1年以内と定められているが、人工透析療法等は永続的なものであり、その治療内容も保全的であることから、短期間での改善が見込めるものとなっていない。

そのため、毎年、ほとんど同内容で申請と判定を繰り返している状態となっており、有効期間については、市町村が本人の状態に応じ、弾力的に判断・決定ができるようにすることが望まれているところである。

1年以内とされている支給認定の有効期間を都市自治体が本人の状態に応じて弾力的に判断・決定できるようになれば、ほとんど内容が変わらない認定申請と判定とを1年ごとに繰り返す必要がなくなり、本人の事務的・経済的負担を軽減することができるとともに、自治体、医療機関などに生じている過大な事務負担を解消することができる。

③ 法律名・条項番号等

障害者自立支援法 第55条

④ 調査結果番号

義 35

55. 高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可権限の希望保健所設置市への移譲

① 提案の概要

高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可権限を、希望する保健所設置市に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

第2次一括法により、平成25年から保健所を設置する市長に対して薬局開設の許可権限等が都道府県知事から移譲されることとなっている。

一方、現在、高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可権限は都道府県知事が有している。

そのため、薬局の営業と高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業を兼業している場合、二重行政となり、事業者に負担を課し、住民サービスの低下につながっている。

薬局開設の許可に併せ、高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可権限を保健所設置市の市長に移譲すれば、事業者の負担が軽減され、住民に対するサービスの向上を図ることができる。

③ 法律名・条項番号等

薬事法 第39条第1項、第39条の3第1項

④ 調査結果番号

権 34

56. 民生委員定数基準の条例委任

① 提案の概要

民生委員の定数について、都市の実情に応じて、市長が決定できるようにする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

現在、民生委員の定数は、厚生労働大臣が定める基準に従い、都道府県知事が市区町村の区域ごとに、その区域を管轄する市区町村の意見を聞いて定めることになっている。

地域においては、地域社会の高齢化などの社会情勢の変化に伴い、民生

委員の受持ち件数の多寡、受持ち範囲の大小などバランスを欠いた対応を余儀なくされている他、市町村合併が推進した結果、中山間地域等の移動が困難な地区や馴染みの少ない担当地区が増加することになり、住民と民生委員との関係が希薄になりつつある状況となっている。

民生委員の定数を各都市自治体において決定することが可能となれば、地域の実情にあった数の民生委員を選出し、地域特性に応じた柔軟な配置が可能となり、住民にきめ細やかでスムーズな対応が可能となる。

③ 法律名・条項番号等

民生委員法 第4条

④ 調査結果番号

義 36

57. 予防接種済証交付（二類疾病）の義務付けの廃止

① 提案の概要

二類疾病インフルエンザに係る予防接種を受けた者に対する予防接種済証の交付の義務付けを廃止する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

予防接種法施行規則第4条第1項では、定期予防接種を行った者は、定期予防接種を受けた者に予防接種済証を交付することとしており、同条第3項では母子健康手帳を有する者には予防接種済証の交付に代えて、医師が母子健康手帳に証明すべき事項を記載するものとしている。

予防接種済証が活用される機会がほとんどないことに加え、市町村長名で予防接種済証を交付するのは事務に多大な負担を来していることから、二類疾病インフルエンザに係る予防接種済証の交付の義務付けを廃止し、予防接種を受けた者すべてに交付するか、申請があった場合のみ交付するかは、市区の判断によることとすべきである。

これにより、予防接種を受けた者の便益を確保しつつ、市区の事務の効率化を図ることができる。

③ 法律名・条項番号等

予防接種法施行規則 第4条

④ 調査結果番号

義 38

58. 狂犬病予防注射時期の弾力化

① 提案の概要

狂犬病予防注射の実施を都市自治体の実情に合わせた時期にできるようにする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

狂犬病予防法施行規則では、狂犬病予防注射の実施時期を4月～6月と定めている。この時期は年度末及び当初の繁忙期であり、また人事異動等もあることから毎年混乱のなかで実施している現状である。

狂犬病予防注射の時期の限定を廃止すれば、狂犬病予防注射を地方自治体の実情に合わせた時期で実施することができるようになり、効率的かつ適正な事務の執行が可能となる。

③ 法律名・条項番号等

狂犬病予防法 第5条

狂犬病予防法施行規則 第11条

④ 調査結果番号

義 39

59. 食品衛生検査施設の設備基準の緩和

① 提案の概要

保健所設置市が設置する食品衛生検査施設の設備基準を緩和し、委託検査や依頼検査とすることができるようにする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

食品衛生法施行令第8条第2項の規定により、食品衛生法施行規則第36条第1項に定められた基準に従って「動物飼育室」を設け、「純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計」他の機械・器具を備えなければならない一方、法28条では登録検査機関への委託検査が認められ、協定書等により都道府県に検査依頼している現状もあるところである。

保健所が自らの検査施設で行う検査の項目については、自治体の地域性や必要性等の事情を考慮して選定されるべきであり、使用目的が限定される「動物飼育室」の設置や日々改良更新される器具機械の備えについては、各自治体の実情を考慮すべきである。

保健所に設置する食品衛生検査施設の設備基準を緩和することにより、地域の実情に応じた効率的な食品衛生行政を推進することができる。

③ 法律名・条項番号等

食品衛生法	第 29 条第 2 項・第 3 項
食品衛生法施行令	第 8 条第 1 項・第 2 項
食品衛生法施行規則	第 36 条第 1 項

④ 調査結果番号

義 40

IV 環境分野

60. 生活排水対策重点地域指定権限の市への移譲

① 提案の概要

生活排水対策重点地域と指定すべき区域及び生活排水の排出による影響を受ける公共用水域が市域で完結する場合、地域指定等の権限を市に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

当初、生活排水対策重点地域を指定する際には、その区域が幾つかの市町村を含んでいたが、平成の大合併により当該地域と生活排水の排出により影響を受ける公共用水域が1つの市域で完結する事例がある。

また、水質汚濁防止法第14条の9により、生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を策定することが義務付けられている。

生活排水対策における地域指定に係る権限を市に移譲すれば、地域の実情に応じた生活排水対策を推進することが可能となる。

③ 法律名・条項番号等

水質汚濁防止法 第14条の8

④ 調査結果番号

権 35

61. ダイオキシン類発生施設設置届出等受理の特別区への移譲

① 提案の概要

ダイオキシン類発生施設設置の届出等の受理を特別区に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

現在、都の条例に基づき、「工場」、「指定作業場」については事務処理特別例により特別区が認可事務、届出事務を行っているところである。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を有する工場、指定作業場の場合、ダイオキシン類以外の規制項目を特別区において法令適合状況を審査し、ダイオキシン類は東京都で審査し、事業者は東京都と特別区にそれぞれ届出等を行っている状況である。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出等の窓口を特別区に一本化することにより、調査、情報収集、及びダイオキシン発生施設のモニタリング等が実施可能となり、区民への情報提供や工場棟へのダイ

オキシソ類も含めた全ての規制項目に対する一貫した指導が可能となるなど、迅速かつきめ細やかな対応を図ることができる。

③ 法律名・条項番号等

ダイオキシソ類対策特別措置法 第 12 条～第 19 条

④ 調査結果番号

権 36

62. ダイオキシソ類総量削減計画に係る環境大臣との協議の廃止

① 提案の概要

ダイオキシソ類総量削減計画に係る都道府県の環境大臣への協議を廃止し、都道府県レベルの協議とし、環境大臣へは届出のみとする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

現在、ダイオキシソ類の総量削減規制について、指定地域については、総量削減計画が義務付けられており、その削減目標量については、都道府県知事が環境大臣との協議により定められるが、同削減計画は、審議会その他の合議制の機関及び関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会の開催その他の指定地域の住民の意見を反映させるための必要な措置を講じているところであるが、協議を必要とすることで、手続きに時間がかかるという支障が発生している。

協議の義務付けを廃止することで、地域の実情に合わせた削減目標を定められるとともに、手続きの迅速化が行われ、行政コストの削減が図れる。

③ 法律名・条項番号等

ダイオキシソ類対策特別措置法 第 11 条第 1 項・第 3 項

④ 調査結果番号

義 44

63. 一般廃棄物処理施設等へ立入検査をする職員の身分証明書の有効期間の廃止

① 提案の概要

一般廃棄物処理施設等への 2 年間有効とされている立入検査をする職員の身分を示す証明書の有効期間を市の裁量に委ねる。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条に基づく立入検査を行う場

合において、当該立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならないとされているが、当該証明書の有効期間は2年間とされ、2年毎に証明書の更新手続き・事務が必要となっている。

一方、類似の環境法令の水質汚濁防止法や大気汚染防止法等における立入検査を行う職員の身分を示す証明書については、平成19年環境省令第11号による改正で、有効期限を設けることとされたものの、その期間については、地方公共団体の裁量に任せられている。

同じ環境法令でありながら、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、地方自治体の裁量が認められておらず、柔軟な運用ができない状況である。

立入検査に係る身分を示す証明書の有効期間が廃止されれば、市の責任において、地域の実情に応じた証明書の有効期間を設定することができるようになり、事務の効率化が期待できる。

③ 法律名・条項番号等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 様式第36号

④ 調査結果番号

義41

64. 一般廃棄物収集運搬業許可期間の延長

① 提案の概要

一般廃棄物収集運搬業の許可の期間を市の裁量により決定できるようにする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

現在、一般廃棄物収集運搬業の許可の期間については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条において、「1年を下らない範囲で政令の定める期間」とされているが、同法施行令第4条の8では、2年とされている。これは、平成9年2月に政府全体としての「申請負担軽減対策」に係る閣議決定を受け、政令が改正され、1年から2年に延長されていることによる。

しかし、同法で規定される産業廃棄物処理業の許可の期間は5年であり、さらに、平成22年の法律改正により優良事業者制度が導入され、優良な産業廃棄物処理業者については、許可期間が7年と2年延長されている。

一般廃棄物収集運搬業の許可期間と産業廃棄物処理業の許可期間においては大きな差がある他、一般廃棄物収集運搬業の許可は、市町村がその責務において自治事務として実施しているにもかかわらず、2年間と固定さ

れ裁量の余地がないため、産業廃棄物処理業者に認められている優良な事業者に対する許可期間の延長等のインセンティブを与えるなどの柔軟な対応をすることができない。

一般廃棄物の収集運搬業の許可の期間を市の裁量により決定できるようになれば、優良な事業者に対し許可の期間を延長する等のメリットを与えることにより、行政が行うごみの減量、循環型社会形成のための施策への協力の動機づけとなり、ごみの適正処理、ごみ減量及び循環型社会形成のさらなる推進が期待できる。

③ 法律名・条項番号等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第4条の8

④ 調査結果番号

義 42

65. 下水道乾燥汚泥を発電燃料利用する場合の許可の廃止

① 提案の概要

公共下水道事業から発生する下水道汚泥を利用した乾燥汚泥を発電用の石炭炉等の助燃材として利用する場合、廃棄物処理業の許可及び廃棄物処理施設の許可を不要とする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

下水道汚泥の新たな有効活用策として、下水道汚泥を民間企業に受け渡した後に、汚泥を乾燥し、発電用石炭炉などの助燃材として利用する方法については、乾燥汚泥が産業廃棄物となるため、石炭炉への搬入ができず、資源循環サイクルの構築の支障となっており、民間事業者が廃棄物許可を得る方法では事業者の負担が大きい。

乾燥汚泥を産業廃棄物の枠から外すことにより、廃棄物処理業・施設の許可が不要となることで、発電用の石炭炉等の助燃材として汚泥再利用の新たなルートが確立されることとなり、処分経費の縮減、最終処分場の延命化、温室効果ガスの排出量の抑制をすることができる。また、事業所が所有している産業廃棄物焼却炉の廃熱を利用して乾燥汚泥を作ることで、助燃材としての利用が可能となり企業の負担が軽減されるほか、震災復興のためのエネルギーとして有効に活用できる。

③ 法律名・条項番号等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第10条の3

④ 調査結果番号

義 43

V 災害分野

66. 災害救助法の救助主体への指定都市の位置付け

① 提案の概要

災害救助法において、指定都市を救助主体として位置付ける。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

現行の災害救助法においては、都道府県が救助の主体として定められている。

しかしながら、大規模災害時においては、都道府県が全ての状況をコントロールすることは不可能となることが想定され、実際、東日本大震災においては、県を通じたことにより、住民の救助やプレハブ仮設住宅の建設などの生活支援等に支障が生じただけでなく、救助の対象範囲の確認、対象範囲の拡大の是非に係る協議、救助費用の精算などについても、調整に時間を要する結果となった。

指定都市を災害救助法における救助の主体に位置づけることにより、救助を迅速に行うことが可能になるとともに、指定都市が自立的に救助活動を行うことによって、都道府県は指定都市以外の甚大な被害を受けた地域の支援により注力することが可能になる。

③ 法律名・条項番号等

災害救助法 第2条、第30条、第44条

④ 調査結果番号

権 37

67. 自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与

① 提案の概要

市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるよう権限を付与し、都道府県へは事後報告とする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

自衛隊法第83条に基づく災害派遣要請は、都道府県知事が行うことになっているが、緊急対応を要する災害発生時において、即応性があるとはいえない状況にある。

第2次一括法により、知事に派遣要請を求めた旨を防衛大臣等に対して通知できることになったが、災害発生時の人命救助は、72時間が経過する

と生存率が急激に低下するという「72時間の壁」に象徴されるように時間との戦いでもあることから、事態を最も掌握している現場の被災市から、取りまとめ役の県を経由することなく、直接災害派遣要請することができるよう制度改正することが必要である。

市長に、自衛隊に対して災害派遣を直接要請できる権限が付与されれば、大災害発生時の通知事務の簡素化を図るとともに、派遣要請を円滑なものとし、住民の生命を守るための救助作業など迅速な対応を図ることができる。

③ 法律名・条項番号等

災害対策基本法 第 68 条の 2 第 1 項・第 2 項

自衛隊法 第 83 条第 1 項・第 2 項

④ 調査結果番号

権 38

68. 緊急通行車両確認（通行許可）権限の指定都市への移譲

① 提案の概要

災害時の緊急通行車両の確認（通行許可）権限を指定都市に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

現在、緊急通行車両の許可は、市で判断できず、各事業所が都道府県公安委員会に申請を行うこととなっているが、都市の災害への迅速かつ的確な対応が困難な状況にある。

災害時の緊急通行車両の確認権限を指定都市に移譲することにより、被災の実情に合わせた迅速かつ的確な対応が可能となる。

③ 法律名・条項番号等

災害対策基本法 第 76 条

④ 調査結果番号

権 39

VI その他

69. 特別自治市制度の創設

① 提案の概要

特別自治市制度を創設する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

本市は、大自然に恵まれ、一方で、中心市街地から中山間地域まで幅広い経済活動が行われているなど、我が国の地勢や行政ニーズなどの特色が凝縮された、国土の縮図のような存在である。現行の指定都市制度は、国土縮図型都市におけるまちづくりにおいて、権限や財源が不足しており、本市の能力を十分に発揮することができないものとなっている。

国土縮図型都市が、包括的な権限と財源を有する「特別自治市」として、自立した地域経営を行うことができるようになれば、我が国の将来における基礎自治体のモデルとなり、真の地方自治の確立につなげていくことができる。

③ 法律名・条項番号等

地方自治法

④ 調査結果番号

権 40

70. 人権擁護委員推薦の議会諮問の廃止

① 提案の概要

人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を聞く義務付けを廃止する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

人権擁護委員の推薦については、議会の意見を聞くことが義務付けられているため、推薦が必要となる都度、議員全員協議会を開催するとともに、市議会定例会に議案提出しているが、弁護士会および人権擁護委員協議会が意見を付した市町村長の推薦も要しており、二重に住民意見を課している。また、市町村を区域とする国の委員を市町村長が推薦する事務で地方議会の諮問が義務付けられている事務は、人権擁護委員法のみであり、他の行政相談員、民生委員等の推薦手続きと差がある。

地方議会の諮問の義務付けを廃止することで、国が委嘱する委員の市町

村推薦手続きが簡素化され、議会および市町村の業務負担が減少する。

③ 法律名・条項番号等

人権擁護委員法 第6条第3項

④ 調査結果番号

義 45

71. 決算剰余金の充当制限の廃止

① 提案の概要

各会計年度において歳入歳出の決算剰余金が生じた場合における地方財政法第7条第1項の規定を廃止し、地方自治法第233条の2の規定のみとする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

今後の歳入不足の状況下では、財政調整基金に一旦積み立て、さらにこれを取り崩すという手続きが必要となり負担となっている。

剰余金の処分について、地方自治法第233条の2の規定にとどめることで、基金に積み立てずに翌年度の歳入に編入できるようになるなど、都市の判断によって、財政の健全な運営を行うことができるようになる。

③ 法律名・条項番号等

地方財政法 第7条第1項

④ 調査結果番号

義 47

72. 一部事務組合の規約変更に係る総務大臣又は都道府県知事許可の届出化

① 提案の概要

一部事務組合の共同処理する事務に関する規定に係る規約変更のうち、その内容が法令の引用条項に係る変更のみである場合においては、総務大臣又は都道府県知事への許可を届出とする。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

一部事務組合の規約中、地方自治法により当該一部事務組合の共同処理する事務に関する規定において、引用条項の整理といった軽微な規約の一部変更においても、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととされているが、事務に係る法令の内容そのものに何ら変更がな

い場合であっても、許可を受けないと規約変更が施行されないため、改正法の施行期日と規約変更の許可日の調整等に関し、一部事務組合を組織する地方公共団体の関係部局間及び許可に関する事務を取り扱う部局との連絡調整が煩雑となっている。

単に法令の改正に伴う引用条項のずれにより当然に生ずる規約の一部変更に関する事務の許可義務を廃止し、届出制とすることにより、一部変更規約の条文整備に関する事務や議会の議決の手續や許可に関する一連の事務について事務量が軽減し、関係部局間の連絡調整に関する事務も大幅に簡略化される。

③ 法律名・条項番号等

地方自治法 第 286 条第 1 項

④ 調査結果番号

義 48

73. 競走場入場者の入場料徴収義務の廃止

① 提案の概要

競走場における入場料の徴収義務を廃止し、各競走場の判断に任せる。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

現在、入場料はモーターボート競走法により、国土交通省令で定める額以上の入場料を徴収するように定められており、近年は売上額及び入場者数が減少傾向になっている中、現行では事業としての入場料無料化も含めた入場料に関する活性化施策は実施することができない。一方、入場料徴収しない舟券発売施設が全国各地に開設されていることや、本場でレースを開催していない場外発売の日についても入場料は徴収していないことから、本場レースの開催日のみ入場料の徴収義務があることについては、現状に即していない。

入場料徴収義務が廃止されれば、各競走場の実情に応じた活性化施策を推進することができるようになるとともに、安定的に事業を実施できる環境が整備される。

③ 法律名・条項番号等

モーターボート競走法 第 9 条

④ 調査結果番号

義 49

提案事項一覧

【1 まちづくり分野】

番号	名称	権限の移譲先	調査結果番号
1	農地転用許可権限の市への移譲	市	権1
2	農業振興地域の指定・変更等権限の市への移譲、農用地利用計画に係る都道府県との同意・協議の廃止等	市	権2、義1
3	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の決定権限の指定都市等への移譲、都市計画決定等における国・都道府県との同意・協議の廃止	指定都市、希望する市	権3、義5・6
4	用途地域等の都市計画決定権限の特別区への移譲	特別区	権4
5	区域区分決定権限の市等への移譲	市等	権3⑤・5
6	都市計画事業認可権限の市への移譲	市	権6
7	開発審査会の設置権限の希望市への移譲	希望する市	権7
8	生産緑地指定下限面積の廃止		義2
9	生産緑地地区の都市計画変更における都市計画審議会への付議の廃止		義3
10	指定都市の区域区分決定に係る義務付けの「できる」規定化、区域区分決定に係る国土交通大臣同意の廃止		義4
11	土地区画整理事業施行認可権限等の市への移譲	市	権8・9
12	市街地再開発事業認可権限の市への移譲等	市	権10
13	防災街区整備事業の認可権限等の指定都市への移譲	指定都市	権11
14	共同調理場の建築場所制限の撤廃		義7
15	国道・都道府県道管理権限の指定都市等への移譲	指定都市、希望する中核市	権12
16	道路構造基準の条例委任		義15
17	河川管理権限の指定都市への移譲	指定都市	権13
18	移譲河川占用料帰属の指定都市への移譲	指定都市	権14
19	延床1万㎡超建築物の建築確認等事務の特別区への移譲等	特別区	権15

20	公営住宅処分の要件緩和	市	権16
21	公営住宅建替事業における戸数要件の撤廃		義8
22	公営住宅入居者の募集方法における入居の例外規定の枠組化		義9
23	公営住宅の入居者収入区分額の条例委任(参酌基準)		義10
24	公営住宅における敷地等の譲渡代金の使途制限の廃止		義11
25	改良住宅における入居収入基準額の条例委任(参酌基準)		義12
26	都市公園に設けられる施設の種類の弾力化		義16
27	社会資本整備総合交付金の直接申請権の希望中核市への移譲等	希望する中核市	権20
28	港湾計画策定・変更における国土交通大臣の関与の縮減		義13
29	港湾管理者の料率変更における国土交通大臣の要求の廃止		義14
30	バス上限運賃認可・運賃届出権限の指定都市への移譲、公営交通に関する国土交通大臣の認可の廃止等	指定都市	権19、 義18

【Ⅱ 教育分野】

番号	名称	権限の移譲先	調査結果番号
31	県費負担教職員の給与負担・必要額全額の財源の指定都市への移譲	指定都市	権21
32	県費負担教職員人事権の市への移譲	市 (中核市及び希望する市等を先行)	権21
33	学級編制基準制定権、教職員定数権の市への移譲	市	権21
34	私立幼稚園、認定こども園認可等権限の市への移譲	市	権24
35	市設置幼稚園閉鎖命令権限の市への移譲	市	権25
36	幼稚園、小学校、中学校の設置基準の条例委任		義19
37	社会教育主事の必置義務の廃止		義20
38	公民館運営方針の弾力化		義22
39	地方青少年問題協議会の組織要件の撤廃		義23
40	社会教育関係団体への補助金交付手続きの自由化		義26

【Ⅲ 福祉分野】

番号	名称	権限の移譲先	調査結果番号
41	社会福祉施設等基準の条例委任(標準・参酌基準)		権26
42	福祉事務所事務の弾力化		義37
43	児童相談所の設置権限の特別区への移譲	特別区	権27
44	児童福祉施設設備・運営基準の条例委任(標準)		義34
45	要介護認定更新手続きの自由度の拡大		義27
46	地域支援事業実施内容の義務付け等の廃止		義28
47	地域密着型サービス事業所指定手続きの弾力化		義29
48	サービス付高齢者住宅設置要件の追加		義30①
49	国民健康保険被保険者証有効期限設定の弾力化		義31
50	ハローワーク事務権限、職業訓練権限の指定都市への移譲	指定都市	権28・権29
51	医療計画策定権限の指定都市への移譲等	指定都市	権31
52	病院開設の許可権限等の希望保健所設置市への移譲	希望する保健所設置市	権32
53	基準病床数算定方式の見直し、病床増床に係る厚生労働大臣との協議の廃止		義33
54	自立支援医療費(更生医療)支給認定の有効期間の緩和		義35
55	高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可権限の希望保健所設置市への移譲	希望する保健所設置市	権34
56	民生委員定数基準の条例委任		義36
57	予防接種済証交付(二類疾病)の義務付けの廃止		義38
58	狂犬病予防注射時期の弾力化		義39
59	食品衛生検査施設の設備基準の緩和		義40

【IV 環境分野】

番号	名称	権限の移譲先	調査結果番号
60	生活排水対策重点地域指定権限の市への移譲	市	権35
61	ダイオキシン類発生施設設置届出等受理の特別区への移譲	特別区	権36
62	ダイオキシン類総量削減計画に係る環境大臣との協議の廃止		義44
63	一般廃棄物処理施設等へ立入検査をする職員の身分証明書の有効期間の廃止		義41
64	一般廃棄物収集運搬業許可期間の延長		義42
65	下水道乾燥汚泥を発電燃料利用する場合の許可の廃止		義43

【V 災害分野】

番号	名称	権限の移譲先	調査結果番号
66	災害救助法の救助主体への指定都市の位置付け	指定都市	権37
67	自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与	市	権38
68	緊急通行車両確認(通行許可)権限の指定都市への移譲	指定都市	権39

【VI その他】

番号	名称	権限の移譲先	調査結果番号
69	特別自治市制度の創設	指定都市	権40
70	人権擁護委員推薦の議会諮問の廃止		義45
71	決算剰余金の充当制限の廃止		義47
72	一部事務組合の規約変更に係る総務大臣又は都道府県知事許可の届出化		義48
73	競走場入場者の入場料徴収義務の廃止		義49
74	国と地方の役割分担		前1
75	権限移譲に伴う人員確保、財源措置、執行体制の確立		前2

【備考】「調査結果番号」は「各市区からの提案事項」の整理番号を示す。

『さらなる「基礎自治体への権限移譲」及び「義務付け・枠付けの見直し」
 について【提案】』の事項数

○提案事項数

	I まちづくり分野	II 教育分野	III 福祉分野	IV 環境分野	V 災害分野	VI その他	合計
新規	17	5	10	6	2	4	44
未措置	13	5	9	0	1	1	29
合計	30	10	19	6	3	5	73

【内訳】権限移譲

	I まちづくり分野	II 教育分野	III 福祉分野	IV 環境分野	V 災害分野	VI その他	合計
新規	7	2	4	2	2	1	18
未措置	9	3	1	0	1	0	14
合計	16	5	5	2	3	1	32

【内訳】義務付け・枠付け（再掲4事項含む）

	I まちづくり分野	II 教育分野	III 福祉分野	IV 環境分野	V 災害分野	VI その他	合計
新規	11	3	6	4	0	3	27
未措置	7	2	8	0	0	1	18
合計	18	5	14	4	0	4	45